

議案第63号

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、行政財産の目的外使用に係る使用料の額を改正するため必要があるからである。

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成12年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表土地の項中「160」を「240」に、「1,620」を「2,030」に、

「

6
6
360

」

を

9
9
540

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の使用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用に係る改正後のみよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 市長は、行政財産の目的外使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から、別表に定める額の使用料を徴収する。ただし、土地の使用のうち使用期間が1月未満のもの又は施設の利用に伴うものについては、その額に100分の110を乗じて得た額の使用料を徴収する。</p>							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
行政財産の種類	区分	単位	使用料の額 (単位：円)	行政財産の種類	区分	単位	使用料の額 (単位：円)
土地	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類するものから集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物まで 略			土地	同左		
	物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1日につき	<u>240</u>		物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1日につき	<u>160</u>
	業として写真の撮影を行う場合	1日につき	<u>240</u>		業として写真の撮影を行う場合	1日につき	<u>160</u>
	業として映画の撮影を行う場合	1日につき	<u>2,030</u>		業として映画の撮影を行う場合	1日につき	<u>1,620</u>
	興行を行う場合	使用面積1平方メートル1日につき	<u>9</u>		興行を行う場合	使用面積1平方メートル1日につき	<u>6</u>
	展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	使用面積1平方メートル1日につき	<u>9</u>		展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	使用面積1平方メートル1日につき	<u>6</u>
	露店、商品置場その他これらに類する施設	使用面積1平方メートル1月につき	<u>540</u>		露店、商品置場その他これらに類する施設	使用面積1平方メートル1月につき	<u>360</u>
建物の項 略			同左				
備考 略				備考 略			